

『「こども未来戦略」を踏まえた高等教育の修学支援新制度における学業要件等の見直しに関する質問』に対する回答書

令和6年5月24日
日本私立短期大学協会

令和6年4月26日付けでご依頼のありました標記のことについて、以下のとおり回答します。

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

<質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

<意見等>

高校在学時点の成績だけでの否定的判断は、学生の修学機会を狭めることになるので賛成できない。高等学校での学びに対して意欲を持てなかった学生が、自らが学びたい学問があるとして大学に進学するケースも少なくなく、そういった学生を支援するため、現在の考え方を継続すべきである。

ただし、質保証の観点からも、大学・短大入学後、ある一定の学習状況の要件を求めることが必要となるほか、単に学力だけではなく、地域活動・ボランティア活動などを評価する観点も必要である。また、入学後の「学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしている」ことについては、学生の中には学ぶ意欲はあるが、精一杯頑張ったにも関わらず成績不振となる学生もおり、こういった学生に対しては救済を検討しても良いと考える。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

<質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続すべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

<意見等>

支援対象者に係る「廃止」「警告」の学業要件を継続すべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきかについては、当協会としても意見が分かれているところである。このため、現在までのところ統一した見解を表明することは困難であり、以下のとおり意見の概要を紹介することに留めたい。

(意見1)

基準を緩くすることは社会からの賛同を得にくく、これまでの考えを「継続」することで異論はない。

(意見2)

「廃止」「警告」の要件のうち、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」の要件については、例えば以下のように、より厳しい基準にしても問題はないのでないか。

(例)

「廃止」:

修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下。履修科目の授業への出席率が7割以下。

「警告」:

修得した単位数の合計数が標準単位数の8割以下。履修科目の授業への出席率が8割以下。

(意見3)

学ぶ意欲はあるが成績不振の学生も一部いるため、「修得単位数」「出席率」については少し緩和しても良いと思う。特に大学によっては、個別に出席率の要件を設けて単位を与えていることもあり、出席率については廃止にしても良いと思われる。

また、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する」の指標は、自大学の学生同士の比較になるため、自大学の支援対象学生数が拡大した場合、達成できない学生が増加することになる。極端なケースとして、ある大学で学生全員が支援対象者である場合、GPAの指標を用いると、全員がどれほど頑張っても4人に1人は警告対象となる。このため、指標を新たに設けて判断するか、または、自大学の学生同士の比較によらない全国共通の何らかの指標を設けて判断すれば、ある程度の公平性が担保されると考える。

【3. 学業要件の特例について】

<質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<意見等>

学生に寄り添った対応をするためには、学業要件の特例①②は当然、継続すべきと考える。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<事例>

①「廃止」対象学生

- ・「廃止」となった学生は退学に至っている。
- ・「廃止」となった学生については、概ね学業以外の事由により退学を選択することとなり、生活支援が必要とはならない。「廃止」となって学業を継続したごく少数の学生については、生活支

援が必要な期間は2年制の短期大学では1年間となるため、授業料を分割払いにする等の配慮にて対応した。

・「廃止」となった学生に対しては、貸与型奨学金等を薦めるなど、経済的な支援の情報を個別的に提供し、相談にのっている。

②「警告」対象学生

- ・「警告」となった学生には、きめ細かい各種支援を実施し、継続出来ている。
- ・「警告」となった学生については、個別の学修支援(授業外の学修時間を活用して復習となる特別な授業等)を実施している。
- ・「警告」となった学生に対しては、廃止とまらないために学修に励むよう個別的な相談を実施し、モチベーションの維持に努めている。

③その他

- ・学修サポートセンターの案内、貸与型奨学金、学内奨学金の案内などを実施しており、また、教育ローンや大学の制度である学費の「延納・分納」等の案内を行っているが、廃止や警告になった後の支援では遅いと考え。それよりも、廃止や警告になる前に出席率や傷病等により、「やむを得ない事情」の特例に該当する学生を事前に把握する事が何よりも重要である。廃止、警告となった後では、退学につながり、取り返しがつかない。特に心の病による出席率の低下で成績不良に繋がっている場合は、学生相談室と連携し、やむを得ない事情が無いかを把握し、診断書等の証拠書類を用意させ、廃止、警告を回避させるべきと考える。

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- ① 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例:転学、学校生活不適應・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

<事例>

- ・「廃止」対象学生が退学に至った主な理由は、修業意欲低下、それに伴う学業不振等である。
- ・「廃止」となった学生で、中途退学となった学生の主な理由は、進路変更による修業意欲の低下並びに入学前から患っていた精神障害の悪化である。
- ・「廃止」となった学生で、中途退学となった学生の主な理由は、修業意欲の低下のほか、経済的困窮の学生が多いように思われる。
- ・「廃止」対象学生の主な傾向は、進学目的そのものが曖昧、つまり自己決定をせず、親等に勧められた等である。そのほか努力(学修)しなくとも、なんとかかなると考えていた等の甘い考えを持っている傾向がある。
- ・「廃止」となった学生は、1回目の「警告」後も明確な目的意識を持たず修業意欲が低下したままであった。現時点で斟酌すべき事由等は思い当たらない。

- ② また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例:1回目の「警

告」となっても修業意欲が低下したままなど)

<事例>

- ・ GPA等が下位4分の1に連続して該当する場合の傾向としては、修学意欲の改善がみられないことである。

③ このような学生等のうち、3. の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<事例>

- ・ 教育課程の特性として、資格・免許等が職業に結び付くものであり、学生が取得できる合格水準にある場合(栄養士、幼稚園教諭、保育士など)などが考えられる。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】

<質問内容>

○ その他、本制度に関する御意見

※今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

<意見等>

1. 機関要件について

修学支援新制度における機関要件の在り方に関する本協会としての考え方については、令和4年11月14日の第4回会議において、本協会川並弘純常任理事から既にお伝えしたとおりである。

対象機関としない収容定員に関する要件として、大学・短大・高専は直近3年度全ての充足率が8割未満とされているのに対し、専門学校の場合は直近3年度全ての充足率が5割未満とされ、かつ、これに該当する場合でも地域の経済社会にとって、重要な専門人材の育成に貢献していると都道府県知事等が認める場合は確認取消しを猶予するとされている。知事等が専門学校を重要な人材を育成していないと認めることがあり得るのか極めて疑問であると同時に、専門学校のみ収容定員の5割未満とすることは、進学先が限定されることにつながり、専門学校への進学を国が推進する制度となり教育の機会均等が失われると考える。

地方では、同種の人材育成をしている短大1校と専門学校1校が競合する場合があります。短大が不利になりがちであることも考慮し、大臣所轄、知事所轄に区別せず、全ての進学先において同一の経営要件を設定すべきである。この場合、収容定員に関する要件のうち定員充足率の緩和だけでなく、充足率の対象を例えば学則定員と募集定員に分ける等の工夫をお願いしたい。

また、機関要件更新確認申請書類一式を毎年準備して毎年提出するのは業務負担が大きいため、書類の簡素化・軽減化をお願いしたい。

2. 編入学及び進学の給付奨学金継続について

機関要件の取扱いだけでなく、現在の給付奨学金継続についても専門学校を優遇している制度となっており、これを解消すべきである。

大学等で給付奨学生であった者で卒業せずに専門学校の2年次以上に入学(1年以内)した者

は、給付の継続が認められる一方で、大学等で給付奨学生であった者が卒業せずに、再度、大学や短期大学に入学、編入学した場合は、給付継続とならない。四年制大学の退学者数は毎年数万人おり、学業要件を満たしていても種々の事情で中退学せざるを得ない場合が多いにもかかわらず、再スタートする機会が奪われている。大学等中退者は、専門学校でしか学びを継続できないのは不合理であり、大学等で給付奨学生であった者が卒業せずに大学・短期大学・高等専門学校に入学した者についても、専門学校同様に、入学前の学校に在学しなくなってから1年以内の入学については給付を継続すべきである。